平成２１年（フ）第３１７８号
福岡市早良区西新５丁目５番２号
債務者　榊原　保之
1　決定年月日時　平成22年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３２０２号
福岡市東区名島３丁目19番411号
債務者　藤木　弘司
1　決定年月日時　平成22年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３２３１号
福岡県朝倉市堤1085番地１レオパレスディマンシュ106号
債務者　内田　光哉
1　決定年月日時　平成22年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３２３３号
福岡県大野城市白木原１丁目12番13―906号
債務者　甲斐　祐子
1　決定年月日時　平成22年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３２４４号
福岡県春日市下白水南４丁目100番地
債務者　諸井　佳子
1　決定年月日時　平成22年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３２５０号
福岡市南区警弥郷２丁目23番３―203号
債務者　江頭　宏明
1　決定年月日時　平成22年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３２５１号
福岡市早良区昭代３丁目７番34号
債務者　濱田亜紀子（旧姓小野）
1　決定年月日時　平成22年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３２６６号
福岡県久留米市御井旗崎１丁目11番59号
債務者　吉田　美和
1　決定年月日時　平成22年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３２９３号
福岡市南区大橋３丁目24番26号
債務者　藏元　勇樹（旧姓梅元）
1　決定年月日時　平成22年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３３１６号
福岡市東区香椎駅前３丁目12番18―102号
債務者　橘　　百花（旧姓坂本）
1　決定年月日時　平成22年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第８０５号
大分市西鶴崎１丁目３番７号　第６府内プロパンビル501
債務者　上甲千惠美
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第１４９号
鹿児島県出水市荘1672番地２
債務者　藤﨑　皿朗
1　決定年月日時　平成22年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２１年（フ）第１５０号
鹿児島県出水市荘1672番地２
債務者　藤﨑　　芳（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成22年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２１年（フ）第１７９号
鹿児島県出水市下鯖町1579番地
債務者　稲村　真一
1　決定年月日時　平成22年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２１年（フ）第１８８号
鹿児島県薩摩川内市東大小路町54番24号　コーポすなお206号
債務者　小原裕一郎
1　決定年月日時　平成22年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２１年（フ）第１９６号
鹿児島県薩摩川内市御陵下町3801番地１　クリソライトＢ棟102号、前住所鹿児島県薩摩川内市東大小路町48番５号　セジュールピュア205号
債務者　内村さおり（旧姓今西）
1　決定年月日時　平成22年１月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２１年（フ）第４１５号
沖縄県那覇市繁多川１丁目４番28号　ドミールサクモトⅡＣ―２
債務者　布垣　勝征
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第４６３号
沖縄県浦添市城間４丁目36番２―206号　県営城間団地
債務者　宮城　あや
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部